

障害児福祉手当 現況届

《手当の資格喪失について》

施設入所した場合（母子入所等も含む）、手当の受給資格が喪失となります。

手当の支給後に資格喪失していることが判明した場合には支給済の手当を返還していただきます。

※書類の提出日

令和 6 年 8 月 ● 日

次のとおり現況を報告します

受給者氏名（対象児童本人）

● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

連絡先	● ● ● ● - ● ● ● ● ● ● - ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● (連絡先となる方: 父 ■ ■ ■ ■)
-----	---

入 所	1 受給者は、 <u>現在</u> 施設に入所していますか。	該 当 す る 方 に ○	いる ・ <u>いない</u>
	施設名		入所年月日 令和 年 月 日
	2 受給者は、施設へ入所 <u>予定</u> がありますか。		<u>ある</u> ・ ない
	施設名 児童養護施設 ● ● ● ●		入所予定月 令和 6 年 10 月頃予定